

令和7年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和7年2月25日

招集場所 野洲市役所議場

出席議員	2番 小菅 康子	3番 田中 陽介
	4番 山本 剛	5番 木下 伸一
	6番 津村 俊二	7番 東郷 克己
	8番 山崎 敦志	9番 石川 恵美
	10番 服部 嘉雄	11番 奥山文市郎
	12番 橋 俊明	13番 岩井智恵子
	14番 鈴木 市朗	15番 山崎 有子
	16番 稲垣 誠亮	17番 荒川 泰宏

欠席議員 1番 村田 弘行

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本 直樹	教育長	北脇 泰久
政策調整部長	布施 篤志	総務部長	川尻 康治
市民部長	中塚 誠治	健康福祉部長	井出 徹哉
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 昭彦	市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭
都市建設部長	岡崎 慎一	環境経済部長	西村 拓巳
教育部長	田中 明美	政策調整部次長	小池 秀明
総務部次長	井狩 勝	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇 康久	事務局次長	辻 昭典
書記	赤坂 悦男	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第 3 令和 7 年度施政方針及び教育方針について

第 4 議第 2 号から議第 3 8 号まで一括上程

(令和 7 年度野洲市一般会計予算 他 3 6 件)

提案理由説明

市長提出議案

議第 2 号 令和 7 年度野洲市一般会計予算

議第 3 号 令和 7 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

議第 4 号 令和 7 年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算

議第 5 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計予算

議第 6 号 令和 7 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算

議第 7 号 令和 7 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算

議第 8 号 令和 7 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算

議第 9 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計予算

議第 1 0 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計予算

議第 1 1 号 令和 7 年度野洲市病院事業会計予算

議第 1 2 号 令和 6 年度野洲市一般会計補正予算 (第 9 号)

議第 1 3 号 令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 4 号 令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 5 号 令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 6 号 令和 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 1 7 号 野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例

議第 1 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議第 1 9 号 野洲市くらし支えあい条例等の一部を改正する条例

議第 2 0 号 野洲市交通安全対策会議条例及び野洲市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

議第 2 1 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

議第 2 2 号 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議第 2 3 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 2 4 号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する
条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議第 2 5 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 2 6 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例
- 議第 2 7 号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 2 8 号 野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 2 9 号 野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布
設工事等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 3 0 号 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び野洲
市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例
- 議第 3 1 号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議第 3 2 号 野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一
部を改正する条例
- 議第 3 3 号 野洲市工業振興条例を廃止する条例
- 議第 3 4 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 3 5 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）
- 議第 3 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることに
ついて
- 議第 3 7 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることに
ついて
- 議第 3 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることに
ついて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（山本 剛） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年第2回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道関係者が来られておられますので、録画、録音、写真撮影等を許可いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は16人、欠席議員1人、欠席議員は第1番、村田弘行議員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が、また、野洲市債権管理条例第8条の規定に基づき「権利の放棄について」の報告書が、いずれも市長より提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

（日程第1）

○議長（山本 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第8番、山崎敦志議員、第9番、石川恵美議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（山本 剛） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの25日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

（日程第3）

○議長（山本 剛） 日程第3、令和7年度施政方針及び教育方針についてを議題といたします。

市長及び教育長からの発言を許します。

まず、施政方針について、市長。

○市長（櫻本直樹） 本日は、令和7年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数ご参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年市長に就任してから初めての施政方針であります。野洲市政について申し上げる前に、最近の国内情勢を見てみますと、去る1月24日に召集されました通常国会では、令和7年度予算案や年収の壁で国民の関心が高まっております税制改正関連法案など、多くの重要法案が審議されています。

経済対策については、持続的な賃金と物価の好循環や賃上げと投資による成長型経済の実現が急務となっています。完全なデフレ脱却に向けた有効な政策を展開し、早期に国民の安全・安心と持続的な成長につながる社会を構築する必要があります。

また、石破首相は、「地方創生は日本の活力を取り戻す経済政策であり、多様性の時代の多様な幸せを実現するための社会政策である」と主張しておられます。

しかし、国の地方創生は、これまで地方の取り組みを現場から離れた中央官庁が評価するという不合理があったのではないかと考えています。地方の地方による地方のための地方創生を図るべく、私は自治体の知恵と工夫に任せるような真に自由度の高い制度づくりに向けて政策転換されるよう、大きな期待を寄せているところです。

速やかに国と地方の役割分担のあり方を見直し、実効性のある地方創生のための大胆な規制・制度改革を強化していただくことを切に望みます。

それでは、野洲市政に話を戻します。

昨年10月行われた市長選挙で市民の信任をいただき、市長の重責を担わせていただくことになりました。

市長として就任することとなったこの令和の時代は、既に右肩上がりの経済成長は終えんし、人口増加による大きな税収の伸びもなく、反対に、超高齢社会の到来と少子化による人口減少、地域力の低下、働き手の不足、公共インフラの更新時期を迎え、昨今は我々の生活が物価の高騰や頻発化・激甚化している自然災害の脅威にさらされています。

また、注目すべきこととして、人々の生活や価値観も、昭和から平成を経て令和に至り、大きく変化しているということです。

一例を挙げますと、働き方の多様化とライフスタイルの変化をはじめ、消費行動でいえばモノ消費からコト消費、さらにはトキ消費への変遷。Z世代と言われるデジタルネイティブの世代によるイミ消費、エモ消費に至っては、人によってはあまりなじみのない価値

観かもしれません。

昨年の市政施行20周年記念式典において、新しい野洲のまちづくりを誓いましたが、時代に則したまちをつくるためには、古い価値観に固執せず、こういった新しい時代のニーズや価値観の変化についても意識しながら市政を考えていかなければなりません。

そして、私は、昨年11月8日の市議会臨時会におきまして、市民の皆様が幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げるまちづくりを目指し、3つの方針をお示しし、ぶれることなく、この方針に基づき、新年度の市政運営を行うこととしました。

1点目は、「若い世代から選ばれるまち」にすることです。

若い世代の皆様のもちづくりへの願いは、多種多様だと思います。子どもの教育が充実し、安心して子どもを生み育てることができるまち、交通や買物の利便性が高く居住環境が良好なまち、就業機会が確保されているまち、そして、自分らしい時を過ごせる居場所があるまちなど、このような多様な思いを実現することは行政の果たすべき使命だと思います。

このため、私は、野洲駅南口に居心地がよく、日常生活の中において生活の豊かさを高められ、利用者の感情を揺さぶり、新しい価値を生み出せるような空間の整備を行います。

また、さざなみホールの中内には、若い世代からのニーズの高い全天候型の子どもの遊び場などを整備する考えです。このように時代のニーズを反映し、子育てしやすく、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を整備することなどにより、若者世代の様々な願いに答え、住み続けたい、戻ってきたくなる魅力あるまちづくりの制度設計を行います。

次に、2点目は、「高齢者にも安全・安心で楽しいまち」にすることです。

高齢者の皆様のためには、健康を維持しながらいつまでも人生を楽しめる長寿のまちを実現する必要があります。もはや長生きだけでは幸せとは言えません。健康で長生きであることが必要です。健康維持のためには、バランスの取れたおいしい食事をする事、無理なく自分に合った運動を楽しむこと、ボランティアや仕事を通じて社会とのつながりを実感できることだと言われています。元気な高齢者が増えれば、まち全体が明るく、元気が生まれるはずです。

そこで、市民の行動変容を促す取り組みを進めるとともに、社会参加を促進し、健幸長寿の野洲市を目指してまいります。そして、医療や介護、移動支援が確保された安全で安心なまちづくりを推進します。

現在、本市の高齢化率は約 27% です。

ご承知のとおり、少子化や超高齢社会がもたらす社会の担い手の減少は、地方にとって極めて深刻な問題です。若い世代から高齢者に至る全ての世代が活躍するまちづくりが市政運営に求められている最重要課題だと認識しています。

ただいま説明させていただきました 2 点の方針を実現するため、様々な施策を検討し、様々なトライをしてまいります。

最後に、3 点目は「市民・民間の力を最大限に活かすまち」にすることです。

市民や民間がまちづくりに積極的に参画していただくことは、まちの活性化につながります。まちづくりにおいては、市民つまり地域住民、市内の事業者や企業、また、そこで働く人々が主役であるということを念頭に置くべきと考えています。

特に野洲市は、民間の力をもっと生かす必要があります。そのために、市民の中に積極的に入り、課題を共有し、声を拾いながら、共に汗をかくことをはじめ、市内の事業者や企業のご意見に真摯に向き合い、市内で経済活動しやすい環境整備を進めます。

また、令和 10 年春に開校予定の滋賀県立高等専門学校を核として、産官学の連携により、企業のさらなる投資や進出を促す環境づくりを行います。

最後に、これら 3 つの方針全てに関わる重要な指針は、「健全な行財政運営で持続可能なまち」にすることです。

本市は、今後人口減少と公共インフラの本格的な更新を迎えますが、こうした将来に備えた資金の蓄えが少ないことが危惧されます。財政運営において、選択と集中、徹底した優先順位づけを行いながら、まちづくりと財政健全化を市政運営の両輪として機能させます。

この他、大きなプロジェクトとして、新病院整備につきましては、昨年 11 月 21 日開催の市民病院整備事業特別委員会におきまして、熟慮した結果、現計画を推進しながら、できる限りの市民負担の軽減策を検証するという判断をさせていただきました。

これは、工事契約の解消により発生する費用負担や、検討が長引くことに伴う建築費の高騰や入札不調のリスク、滋賀医科大学との信頼関係を堅持することによる医療スタッフの確保など、総合的に判断したものです。その結果、本年 2 月には施設整備費の一部削減と詳細な収支改善策を市議会にご提示することができ、過日起工式を終え、建築に着手する運びとなりました。

市民の期待に応え、愛される病院をつくってまいります。

本年9月には、滋賀県で「わたSHIGA輝く国スポ」、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会が開催されます。

本市では、総合体育館でバスケットボール成年女子と卓球が、また、希望が丘文化公園では、ラグビーフットボールが開催されます。市全体で、全国からの来訪者の歓迎と市のPRのために県との連携を深めながら大会の成功を期して取り組みを進めてまいります。

また、県立高等専門学校については、敷地の樹木の伐採に続き造成工事が進んでおり、隣接するMIZBEステーションの敷地の造成工事も始まります。さらに、来月には県道の大津湖南幹線の開通式も予定されています。

また、野洲駅南口周辺の浸水リスクを軽減するための治水対策や国道8号バイパスの整備などの推進につきましても、円滑な事業促進が図れるよう、国や県との連携を一層深めてまいります。

以上、私が本市の市政運営を担うに当たってのまちづくりの方針であります。今定例会におきましては、令和7年度予算案をはじめとする重要な諸案件を提案させていただきます。

議員の皆様には議案の審議をお願いするに当たりまして、新年度予算の概要と主要施策を説明させていただきます。

令和7年度当初予算概要について、まず、一般会計予算は260億6,000万円となり、前年度と比較しますと10億6,000万円、比率にしますと4.2%の増となります。国内の物価上昇やこれに伴う経済対策等により、当初予算の規模としましては大きいものになったと考えています。

その概要について、第2次野洲市総合計画の5つの分野ごとの基本方針に沿って、主な施策を説明させていただきます。

子育て・教育・人権の分野では、子育て支援の充実として、施設の老朽化が課題となっていた野洲第三保育園の移転民営化を行うに当たり、民間事業者に対して施設整備費や引継ぎに要する合同保育等の人件費の一部について補助を行います。

野洲駅南口周辺整備構想に基づき、野洲こどもの家（学童保育所）の移転を行うために新築工事に係る設計を行います。

こども基本法に基づき、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現に向け、子ども・若者の健やかな成長への支援、少子化対策、子どもの貧困対策など、本市における幅広いこども政策に関する

る基本的な計画を策定するため、現況調査を実施します。

乳児の健康の保持及び増進を図るために、来年度から新たに1か月児健診を実施し、その費用を助成することで健診を受けやすい体制を整え、出生後から乳幼児までの切れ目のない健康診査の実施体制を充実します。

また、実施医療機関や庁内関係機関と連携し、伴走型相談支援の効果的な実施につなげます。

学校教育の充実として、いじめや虐待への対応など、弁護士（スクールロイヤー）への法務相談ができる体制と、弁護士によるいじめ防止授業を引き続き行います。

また、スクールソーシャルワーカー等を配置し、学校や家庭・地域、関係機関との調整を図り、子どもたちの安全安心な教育環境の確保に努めます。

小中学校におけるＩＣＴ機器の更新については、共同調達による児童生徒の端末の更新を進め、個別最適な学びや協働的な学びの充実に向けて、デジタルＡＩドリルや授業支援ツールを導入し、教員のＩＣＴスキルの資質・向上を図り、授業や家庭学習での活用を推進していきます。

新たに外国語指導助手（ＡＬＴ）を1名配置し、市内3つの中学校を中心に派遣します。

英語による活発なコミュニケーションの機会をつくることで、生徒の英語教育への興味・関心を高め、異文化理解を深めていきます。

小中学校の施設整備として、北野小学校大規模改修事業を進めます。また、北野小学校の児童から届いた「市長への手紙」の切実な訴えや、私自ら現地に赴き、この目で見、中主中学校の生徒からも直接声を聴いた北野小学校及び中主中学校のトイレの洋式化等について緊急的に取り組みます。

学校給食について、持続可能な安全で安心かつ確実に給食を提供するために、調理・配送・派遣業務を民間事業者に委託します。

また、老朽化が進んでいる学校給食センターの大型調理機器や空調設備等の改修工事を着実に進めます。

生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の推進として、本年滋賀県で開催される「わたＳＨＩＧＡ輝く国スポ・障スポ」（第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会）において、本市で行われる各競技の運営に併せ、全国からの来訪者の歓迎と市のＰＲに取り組むとともに、大会終了後の市内スポーツ振興に向けた取り組みを進めます。

福祉・生活の分野では、健康づくりの推進と地域医療体制の整備として、市民の健康と

地域医療を支える新しい野洲市民病院の整備を進めるため、本体工事を実施し、付帯事業を令和7年度中に行う予定です。

骨粗鬆症の予防等とともに、回復期リハビリ病棟退院後における患者支援のスキーム構築を目指します。

令和7年度からは、骨粗鬆症と関連が強く、また高齢者を中心に症例が多い「脊椎」を研究課題に追加します。野洲市をフィールドとする臨床研究を通じて、市民の健康寿命の延伸に資する有効な事業や制度の立案・試行等に取り組みます。

「高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり」として、市内の各施設が単独で行っている送迎業務をまとめ、地域一体で運行するサービスにより、送迎業務を各施設の運営から切り離し、介護職員の負担軽減と介護人材の確保を図ります。また、同時に、送迎車両を有効活用し、昼間の送迎のない時間帯に虚弱な高齢者を対象に買物移動支援を行うことで、高齢者の移動課題の解決と外出支援により、いつまでも元気で暮らせるまちを目指します。

中主地域包括支援センターの運営について、高齢化率が高い中主圏域において、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等がその専門知識や技能を生かし、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムを有効に機能させます。

生活困窮者等への支援の充実として、生活困窮者自立支援法の改正を受け、福祉部門と住宅部門が連携し、住まいに課題がある方の相談を包括的に受け止め、相談内容や相談者の状況に応じて適切な支援を行います。また、既存の不動産ストックの活用を図ります。

消費者行政・防犯対策の充実として、消費者トラブルの被害者救済及び未然防止のため、見守り活動の取り組み及び住民等への効果的な周知啓発を推進するとともに、消費生活相談対応のさらなる向上を図り、住民が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

産業・観光・歴史文化の分野では、商工業の振興として、商工業振興基本計画に基づき、創業促進を図るため、市内で創業する小規模企業者を対象に創業に係る経費の一部を補助するとともに、企業立地及び設備投資等を促すため、まず助成金制度を創設し、企業の経済活動の支援体制を整えます。

また、ふるさと納税の制度を商工業振興と連動させて行うことでそれぞれの相乗効果を高めます。

農林水産業の振興として、農業者と非農業者が共同で、または農業者が単独で取り組む農地や農業用施設の保全活動及び農村環境向上のための活動を支援します。

地域の環境を保全するとともに、特色ある地域農産物の生産を拡大するため、環境こだわり農業や環境保全に取り組む農業者を支援します。

また、地域農業の持続的な発展に資するため、地産地消による地域経済循環にも取り組みます。

環境・都市計画・都市基盤整備の分野では、均衡ある土地利用の推進として、「若い世代から選ばれるまちにする」、「高齢者にも安全安心で楽しいまちにする」ため、令和6年をもって閉館したさざなみホールをリノベーションし、子育て支援や農産物の販売などができる機能の導入など、有効活用を図る検討を進めます。

野洲駅南口の整備については、まちの持続的な発展を目指す中長期的な視点に立ち、市民生活の豊かさを高められ、また、イノベーションを創出できるような空間として、Aブロックには「(仮称)駅前パークモール」を整備、さらにはこの整備効果を高めるため、周辺のBブロックからEブロックまでを一体的に有効活用する野洲駅南口周辺整備構想の見直しを進めます。

良好な住宅・住環境を整備するために、市営住宅長寿命化計画に基づき、永原第1団地1号棟及び2号棟の長寿命化改修工事を実施します。

自然環境・美しい景観の保全として、公園施設長寿命化計画に基づき、健全度調査で改善が必要と判断された野洲川河川公園管理事務所の改修工事を実施します。

令和9年度から運用を開始する第3次野洲市環境基本計画に向けて、実効性ある計画となるように、令和7年度から2年度にわたり策定支援業務を委託し、豊かな自然環境及び良好な環境保全を推進します。

防災・減災対策の強化として、気候変動による豪雨の頻発化・激甚化に備え、あらゆる関係者の協働による流域治水を推進し、JR駅周辺の浸水対策として、野洲川へ排水する新たな雨水幹線整備の事業化を進めます。

下水道法の事業計画変更及び関係法令の認可変更等の手続、樋門の予備設計・測量調査等を実施します。

DXの一環として、市役所内業務のデジタル化を進めることにより、業務の効率化・省力化を図ります。

また、消防団活動支援アプリを導入します。これにより、緊急時の出動命令、出動状況等を正確かつ迅速に団員に伝達共有できるとともに、災害対策本部が災害対応に必要な被害状況等の情報を写真と地図でも正確かつ迅速に共有でき、効率的な災害対応につなげま

す。

このように、行政のあらゆる分野においてデジタル化を進めるD Xの推進により、行政運営の改革を進めます。

中主防災コミュニティセンターは、建築後22年が経過し、屋根防水の壁面等の経年劣化が進んでいることから、施設の長寿命化を図ります。また、大規模災害時における庁舎の電源確保のために自家発電装置を72時間対応に更新するなど、防災体制の機能強化を図ります。

M I Z B Eステーション等整備事業では、県立高専開校に合わせた令和10年度春の供用開始に向け、敷地までの下水道整備などインフラ整備を進めます。

また、市民アンケートやワークショップ、社会実験の結果を参考に、機能を取りまとめ、事業者選定委員会を設置し、設計・施工事業者の選定を進めます。

道路ネットワーク整備と交通安全の推進として、通学児童をはじめとする歩行者等の安全確保を図り、道路安全施設等を整備することにより、交通事故の防止・注意喚起を図ります。

また、道路照明に用いる水銀灯の製造中止に伴い、電気代等の経費が削減できるL E D照明に順次交換し、明るいまちづくりに取り組みます。

公共交通の利便性の向上として、市内の公共交通機関の1つであるコミュニティバスの適正な運行及び都市インフラとしての市民の円滑な移動の実現に向けた検討に着手します。

また、新しい野洲市民病院に合わせて、コミュニティバスのダイヤ改正の再編業務を進めます。

市民活動・行財政運営の分野では、市民との情報共有の推進として、国内の人口及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的に、国勢調査を実施します。

効果的・効率的な行財政運営として、第2次野洲市総合計画の前期基本計画が令和7年度で終了することに伴い、令和8年度から運用する後期基本計画の策定を行います。

ふるさと納税推進事業について、寄附受付サイトを通じて野洲の魅力を幅広く発信するとともに、寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として豊かなまちづくりを推進します。

また、本市の資源を生かした返礼品の充実に取り組み、地場産品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上につなげます。

以上が、令和7年度の主要な施策です。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

終わりに、最後になりますが、著名な政治家が「民（たみ）信なくば立たず」という孔子の論語を好んで使われます。私も、市政運営で最も大切なことは、まず何よりも市民との信頼関係を築くことだと考えています。

そして、今後、人口減少が加速する中で、効率的かつ効果的な行政運営を行うためには、市民が主体的に行動する力や民間の力を生かしていくことが何よりも重要であります。このため私は、市民のもとに積極的に出向き、ご意見を伺う「傾聴と対話」の姿勢を堅持いたします。このことは、信頼関係構築のための必要条件であると思いますし、市民のまちづくりの参画に、より効果的にも作用すると考えています。

去年は、市制施行20周年という節目の年を迎えることができました。これは、歴代の市長や市議会議員をはじめとする諸先輩方、そして市民の皆様のご支援・ご協力の賜物であると改めて感謝申し上げます。私も、持続可能なまちづくりを継承しながら、市民の皆様が幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げるまちを目指し、職員とともに市政運営を担ってまいります。

本年度は、総合計画や教育振興計画の改訂の時期に当たります。まちづくりの3つの方針を形あるものにするためにどのような施策が有効か、職員と力を出し合い、また市民の皆様のご意見をいただきながら、主要な計画に反映し、確かなまちづくりの歩みを進めてまいります。

今後も引き続き、市民及び議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、私の施政方針といたします。

○議長（山本 剛） 次に、教育方針について、教育長。

○教育長（北脇泰久） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、令和7年度野洲市の教育方針について、その概要をご説明いたします。

人生100年時代、21世紀は人権の世紀の今、本市の子どもたちにとって、いかに生きるか、いかに生き抜くか、そして、そのためにはどのような力をつけるのかという大きな視点で本市の教育方針を策定しました。

本市は、昨年10月に市制施行20周年の節目を迎えました。竹は節目で伸びていく言葉のように、20年という節目を、重ねることで伸びていく竹のように、21年目を大きく成長したい、成長が実感できる1年にしたいという願いを、野洲市では“はたち”からのチャレンジテーマとして設定しました。

それは、「心ひとつに 仲間とともに 自分の花を咲かせよう！」です。

「心ひとつに」、幼稚園・学校と地域住民等がコミュニティ・スクール等において目標やビジョンを共有し、一体となって“子どもたち”を育てていきます。

「仲間とともに」、生きる力を育成し、幼稚園・学校という集団生活の中で高め合います。

「自分の花を咲かせよう!」、「自分の花」を咲かせることは、自分の夢や希望を仲間とともに実現（自己実現）することです。

毎日の学校生活を通して、教職員は子どもたちの「生き方」に生きる勇気と夢を与え、子どもたちは仲間とともに“自分の花”を咲かせるために切磋琢磨します。やがて、互いの個性や頑張りを認め合い、一生懸命に努力する子どもたちの姿は学校中に広がり、さらには地域からも愛される“学校文化”を創り出します。

野洲市は“人権尊重のまち”です。人権教育や特別支援教育を礎に、一人ひとりを大事にしながら、このまちに「住んでよかった」から「生まれてきてよかった」と思えるよう、「ふるさと“野洲”に愛着をもち、たくましく“生き抜く”力の育成」を目標にして、子どもたちの夢や希望が実現できる教育を進めていきます。

また、このテーマを実現するための大事な視点を「二つの“ぼう災”と二つの“そうぞう”で未来を切り拓く」としました。

昨年の1月1日に発生した能登半島地震から1年がたちましたが、いまだ避難所での生活を余儀なくされている方が大勢おられます。能登半島地震やその後の豪雨により度重なる被害を受けられた方々が明るい希望の持てる年になることを心から願うばかりです。

今年は阪神・淡路大震災から30年、東日本大震災から14年。度々の地震の発生から私たちが学ぶべきことは、2つの“ぼう災”意識です。地震や災害など自然災害に備えた危機意識としての「防災（減災を含みます）」と、この地域や災害を教訓にして忘れない学習としての「忘災」です。

学校や園は、集団生活の場です。毎日のように人間関係でもめたりトラブルが発生したりしています。しかし、子どもたちにとって、夢と希望のある輝かしい未来にするためには、2つの“そうぞう”が大切です。

それは、こんなことをしたら〇〇になると「想像」する、イマジネーションすることで、仲間を思いやる、先を見通した行動をすることと、こんなふうになれば〇〇になると「創造」、クリエーションすることで、よりすてきな日常になるということです。

本市には、この「想像」と「創造」を自分ごとで捉えて、たくましく成長している子どもたちがいます。その1人、中学3年生の園田回空さんが自身の課題と向き合い、成長を振

り返って書いた作文があります。しっかりと今を見詰め、自分の生き方を綴っています。

時間の関係でその一部を紹介します。

「見た目や外見でその人を判断することはダメだとわかっていても、今の社会では、第一印象で相手を判断してしまう傾向があると思います。そのような流れを変えていくために私たちはどう考え、行動すればよいのでしょうか。相手の本質を知らないのに見た目だけで決めつけることはしないで欲しいです。みんなと同じ考えだから安心だという思いも捨て、周りに流されず、自分らしく過ごしていきたいです。誰もが生きやすい環境にするには、お互いのことを理解し合うことが大切だと思っています。これからひとりでも多くの人のことを知りたいし、私のことも知ってもらいたいです」、こんなふうに綴ってくれました。

さて、令和7年度、野洲市では次の3つの視点で教育を進めます。

そして、そのサブテーマを“咲かせよう！一人ひとりの夢の花”としました。

まず1点目は、学校教育を中心に子どもの「生き抜く力」を育てます。

今日、子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が一層進んでいます。子どもたちが社会でたくましくしなやかに人生を切り開いていくためには、学力はもとより高い自尊感情や豊かな情操、それを支える健康な体が求められます。

本市では、こうした子どもたちの資質や能力を学校・園が家庭や地域と協働して育んでいきます。

2点目は、学校と家庭、地域が一体となって「子どもたちの育ち」を支援します。

「学校の子は地域の子」です。子どもたちは、学校・園だけでなく、家庭や地域の皆さんに支えられて成長していきます。そこで、各学校・園のコミュニティ・スクールにより、学校・園を核として家庭や地域が協働して子どもの成長を支えていきます。

3点目は、「生涯学習のまちづくり」です。

誰でもどこでも学び合い、生涯にわたって成長し、心豊かに生きていく社会を目指します。また、その成果を人とのつながりや地域の活性化にも生かして、教育の面から野洲市の目指す「住んでよかった」、「住んでみたい」、「住み続けたい」まちづくりにつなげていきます。そして、誰もが人生を通して「生まれてきてよかった」と実感できるまちを目指します。

次に、ここからは令和6年度を振り返って、その成果と課題について述べます。

1つ目、令和6年度をふりかえって。

野洲市教育委員会では、野洲市教育振興基本計画の基本理念である「愛と輝きのある教育のまち・野洲」のもと、一人ひとりが大切にされ、大人も子どもも学び合うひとづくり・まちづくりを目指してきました。

まず1つ目は、学校・園についてです。

1つ目、心に響く人権教育の推進といじめの根絶に関わっては、本市では、「人権尊重のまち宣言」を基本に掲げ、人権教育に力を入れて取り組んできました。

しかしながら、教育現場では、いじめや差別発言、SNS上での誹謗中傷など、様々な問題が顕在化しています。全ての子どもたちの人権が守られ、安心して過ごせるよう、教職員全員が人権感覚を研ぎ澄ませ、指導力の向上に努めていかなければなりません。

このため、全ての教育活動を通じて、子どもの心に響く人権教育を推進するとともに、差別を許さない集団の育成に取り組んでいます。

本市では、令和5年度、「いじめ重大事態」が発生しました。「いじめ重大事態」の多くが日常生活に起きている小さいいじめが始まりです。このような事態を二度と起こさないようにするために、教職員による積極的ないじめ認知と解消確認の徹底を行いました。今後も教職員のいじめに対するアンテナを高くし、いじめ見逃しゼロを目指していきます。

また、令和6年度は、弁護士を講師として招き、小学校ではいじめ防止授業を、中学校ではSNSに関する授業を行いました。

2つ目、不登校について。

令和5年度の野洲市小学校不登校率は1.87%、中学校は6.85%となっています。

本市の小中学校でも、無支援の子どもたちをなくすために関係機関と連携し、指導や支援を行ってきましたが、まだ十分とは言えません。

3、学力について。

ここ数年の「全国学力・学習状況調査」では、本市の児童生徒は全国並みの結果となっています。

学力面では、「複数の資料を読み解いて自分の考えをまとめ、根拠を示してそれを表現する力」に課題が見られ、話し合いなど言語活動を工夫していくことが大切になっています。

生活面では、基本的な生活習慣は一定身につけているものの、「非認知能力」の獲得には課題が見られます。

体験活動等を通して、引き続き豊かな人間性を育んでいく必要があります。

また、課題の1つにICTの活用があります。

滋賀県や全国平均と比べても非常に低い傾向にあります。これは、教職員側の利活用の格差が課題であり、今後研修や周知等を行い、ＩＣＴ活用の底上げを推進していく必要があります。

４、教職員の資質向上について。

教職に対する強い情熱や使命感、子どもに対する愛情や責任感を持つ教職員の育成を目指して取り組んでいます。

従来の研修形式にとどまらず、「人権感覚向上シート」や不祥事防止研修を定期的に行い、自分自身の言動を振り返り、次に生かす機会を設けてきました。

前年度より継続して、教育研究所による若手教職員に対する個別指導（授業力向上）にも取り組んできました。

５番目、施設面については、中主小学校の全ての改築・改修工事が終了しました。

また、祇王小学校体育館照明のＬＥＤ化等の工事並びに祇王小学校と三上小学校の特別教室空調設備工事を実施しました。

令和５年度に実施した北野小学校校舎増築等設計業務における成果品を基に、工事発注に必要な設計図書の作成のため、修正設計業務を委託しました。

中主中学校の校舎改修等工事に向けて、建物の現在の状態を正確に把握し、必要な補修や強化措置を講じるために必要な耐力度調査を実施しました。

また、令和５年度から３か年度計画で着手している学校給食センターの施設改修工事について計画どおり進捗しました。

次に、家庭や地域の成果と課題について述べます。

２つあります。

１つ目、家庭教育の推進とその支援については、令和５年度から各小中学校に、令和６年度より各幼稚園にもコミュニティ・スクールを導入しています。そして、学校、幼稚園・地域・家庭の協働によって、地域や家庭が子どもの「居場所」となり、地域の「つながり」が豊かになることで、様々な教育課題の改善が期待されます。また、「地域学校協働活動推進員」や「家庭教育支援員」を配置しました。

２、地域の教育力と人材育成については、全国的に「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識が希薄になってきています。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進をしていく中で、人材育成の協議を続けていくことも大切です。

次に、３つ目の生涯学習の成果と課題については、４つあります。

1 つ目、生涯学習。

「生涯学習カレッジ」を実施しました。今後も年齢やニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、各個人がその学習の成果を地域で生かせる環境づくりを広げ、リーダーを育てていく必要があります。

2 つ目、子どもの読書活動推進については、「第 4 次野洲市子どもの読書活動推進計画」を令和 7 年 3 月に策定します。

学校図書館の運営に当たっては、野洲図書館司書 1 名を学務課兼務の学校図書館支援員とし、ボランティアの協力を得ながら、各学校図書館の読書環境整備を行いました。また、祇王小学校を「学校司書モデル校」とし、学校図書館支援員が週 1 回図書室に常駐して学習・読書支援に当たりました。

3、図書館においては、令和 6 年度は空調設備を更新することにより、市民のサードプレイスとして機能できるよう、館内環境の整備を行いました。

4、文化歴史。

文化財に関わっては、「永原御殿跡」の保存整備に向けた事業を進めてきました。

活用事業のフォーラムは 4 回目の開催であり、史跡を活用したまちづくりについてシンポジウムを 3 月 9 日に開催します。

野洲市文化財保護活用地域計画策定の取り組みは 2 年目に当たり、ワークショップを 2 回開催し、市民参加者に対して文化財を紹介し、触れてもらう形で計画への意見を得ることができました。

博物館では、秋期企画展「北村季吟ー芭蕉の師、生誕 4 0 0 年記念ー」や「夏休み！子ども博物館！」のテーマ展などを実施しました。

2、令和 7 年度の具体的な施策。

さて、令和 7 年度は今述べました成果や課題を踏まえ、「野洲市教育大綱」の 3 つの基本目標「(1) 子どもの『生き抜く力』を育てます、(2) 子どもの『育ち』を支援します、(3) だれでもどこでも学びあえるまちをつくります」により施策を進めます。

また、「野洲市教育大綱」及び「野洲市教育振興基本計画」の次期計画を策定します。

それでは、大きな 2 番目の令和 7 年度の具体的な施策について、ご説明申し上げます。

大きく 3 つにまとめています。

まず 1 つ目、学校教育を中心に、子どもの「生き抜く力」を育てます。

全部で 1 1 点載せています。

1、「仲間づくり」を大切にした、道徳教育や就学前からの人権教育の充実に努め、いじめや差別を許さない、一人ひとりを大切にした教育を推進します。

2、児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また、教職員の不祥事や体罰問題などを未然に防ぐため、「人権感覚向上シート」を活用した教職員の研修の充実を図り、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。

さらに、スクールロイヤーや学校支援員による支援も継続します。

3、S S R（スペシャルサポートルーム）の取り組みを推進し、教室に入りにくい子どもたちの居場所として学びを保障する場とします。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、早期に適切な支援ができるよう努力します。

4、英語指導助手（A L T）を1名新たに配置し、中学校を中心に派遣します。

また、学校司書を1名配置し、学校図書館の運営・管理や教育活動の支援を行うなど、よりよい学校図書館を目指します。

5、コミュニティ・スクールを通じて、地域の皆さんとともに子どもたちが将来の夢や希望を持てる教育活動を推進します。また、その成果を市民に積極的に発信するとともに、活動を支える人材の育成に努めます。

6、教育研究所は、独自の研修を企画・考案し、取り組んでいきます。また、各学校では、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を促進し、主体的な教員の学びを支援し、指導力と授業力の向上に努めます。

7、野洲市学校施設長寿命化計画に基づき、北野小学校大規模改修工事を進めます。

また、中主中学校旧館棟と三上小学校体育館において、衛生面での不安を解消し、子どもたちがより快適で使いやすいトイレの環境へと改善していきます。

さらに、学校体育館に空調機器を設置し、熱中症対策と学校の教育環境の向上を図っていきます。

8、G I G Aスクール構想におけるI C T機器の活用については、技能習熟を図るとともに、そのための教員研修体制をさらに強化していきます。

また、共同調達による児童生徒の端末の更新を進め、最新のI C T環境を整備します。

9、児童生徒のI C T機器の使用頻度が増えるほど、いじめ等の問題が起こる可能性も増えると考えられます。そのため、児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育をさらに充実させていきます。

10、教職員が働きやすいまち「野洲市」を実感し、多くの教職員が「野洲市で働きたい」と思うようなワーク・ライフ・バランスを考えた働き方改革を推進します。

11、学校給食センターの施設改修工事について、最終年度となり、令和5年度からの取り組みを引き続き進めるとともに、令和7年度からの調理業務等の一部民間委託を進め、安全安心な学校給食を安定的かつ持続的に提供します。

続きまして、大きな2つ目、学校・家庭・地域が一体となって子どもの「育ち」を支援しますについては、6点あります。

1、家庭や地域と連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けた啓発を進めます。また、その一環として「愛の声かけ運動」などのあいさつ運動を推進します。

2、ふれあい教育相談センターの充実を図ります。

3、野洲市青少年育成市民会議を中心として「地域の子どもは地域で守り育てる」機運を高めるとともに、守山野洲少年センターをはじめ関係団体と連携・協力し、青少年の健全育成に努めます。

4、各コミュニティセンターで地域の人々が運営される「地域子ども教室」において、支援を続けます。

5、地域とともに学校・園というコミュニティ・スクールの理念を実現させるために、地域学校協働活動を軸としながら、地域の皆さんと協働して教育活動を進めていきます。

6、子育て家庭への支援を行うため、「家庭教育支援員」の配置を継続します。

児童生徒の登校支援などを行い、家庭の環境や学校の状況に応じた活動を実施していきます。

続いて、大きな3つ目は、誰もが生涯にわたって成長し、心豊かに誰でもどこでも学べるまちをつくります。

3点あります。

1、市民に学習機会を提供するため、出前講座の実施や生涯学習カレッジを開催します。

2、図書館は、市民の必要とする資料と情報を提供します。

また、子どもが読書に親しむ機会を提供する取り組みとして、小中学校の学級文庫用図書セットの巡回事業や、就学前からの「読み聞かせ」事業を継続・発展させます。

また、引き続き、野洲駅に設置した予約本受取ボックスの利用促進を図ります。

3、国史跡「永原御殿跡」は、地域と協働して史跡の発掘調査や保存整備工事、公開活用事業を継続します。

野洲市文化財保存活用地域計画策定の取り組みは３年目を迎えます。文化庁認定などを記念して、市民シンポジウムなどの行事を開催します。

博物館では、約５０年間実施してきた埋蔵文化財発掘調査を総括する企画展など、分かりやすく紹介する展覧会を開催します。

以上、令和７年度の教育方針について申し上げました。

議員の皆様、市民の皆様とともに、野洲市の教育発展に向けて進めてまいりたいと思います。

引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げて、教育方針の説明といたします。

ありがとうございました。

（日程第４）

○議長（山本 剛） 日程第４、議第２号から議第３８号まで「令和７年度野洲市一般会計予算」他３６件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（北脇康久） 朗読いたします。

議第２号「令和７年度野洲市一般会計予算」他新年度予算９件、議第１２号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」他補正予算４件、議第１７号「野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例」他条例制定改廃１６件、議第３４号「市道路線の認定及び廃止について」他その他の案件１件、議第３６号「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」他人事案件２件。

以上です。

○議長（山本 剛） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。
市長。

○市長（櫻本直樹） 本日ここに、令和７年第２回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、多数出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会におきましては、議案としまして、新年度予算１０件、令和６年度補正予算５件、条例の制定・改廃１７件、その他２件、人事案件３件の合計３７件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いします。

議第２号「令和７年度野洲市一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和７年度当初予算の概要については、先ほどの施政方針で説明をいたしましたので、重複する部分もございますが、大要についてご説明いたします。

令和7年度予算は、第2次野洲市総合計画前期計画分の後期として、本市の目指すべき都市像「多様な人々と多彩な自然が調和した、個性輝くにじいろのまち」の実現を着実に実施していくため、各分野における基本方針のもと、各種の施策を積極的に展開し、本市における行政課題に適切に対応した予算となっています。

具体的には、ハード事業では、公園施設長寿命化計画、市営住宅永原第1団地1号棟及び2号棟の長寿命化改修工事、中主防災コミュニティセンター改修工事、学校給食センター改修工事など、まちの基盤整備や防災・減災対策の強化を着実に進めるものです。

ソフト事業では、野洲第三保育園移転民営化事業、こども計画を策定するための基礎調査、小中学校におけるいじめ等対策として法務相談体制の継続や外国語指導助手（ALT）の配置、国スポ・障スポ大会の実施、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるように中主地域包括支援センターの運営など、子育て・教育支援の拡充や高齢者福祉の向上により、笑顔あふれる市政の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、債務負担行為については、後年度にわたり実施する事業として野洲市コミュニティバス運行業務委託他5件の設定をしています。

次に、地方債については、学校給食施設整備事業、道路整備事業、公共施設等適正管理推進事業など合計で13億1,190万円の借入れを予定しています。

歳入においては、市内法人の収益減による法人市民税の減収を見込むものの、前年度の定額減税の影響により減収となっていた個人住民税や固定資産税の増収、地方交付税の増加を見込んでいます。

また、児童手当の改正による増加などにより、国庫支出金、県支出金の増額を見込んでいます。

寄附金では、まちづくり寄附金を前年度と比較すると減額して見込んでいます。

物価高騰による施設管理経費等の上昇、建築を含む工事費用の高騰などが見込まれる中、まちづくり基金等の限定的、効果的な活用も含め、限られた財源を最大限活用した予算編成ができたものと考えています。

以上、令和7年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第3号から第11号までの令和7年度の各特別会計予算及び事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議第3号「令和7年度国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額は44億3,575万4,000円で、対前年度比から0.3%の増となっています。

歳出の保険給付費は対前年度比で2.1%の増となっており、これに合わせて、歳入の県支出金も対前年度比で1.7%の増となっています。

また、国民健康保険税につきましては、税率等の改正による増加等により対前年比で5.0%の増となっています。

なお、令和7年度の国民健康保険事業財政調整基金からの繰入額は5,200万円となっています。

次に、議第4号「令和7年度後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、歳入歳出の総額は8億5,160万3,000円で、対前年度比で2.9%の増となっており、滋賀県後期高齢者医療広域連合における仮算定段階での保険料率等を基に計上しております。

当該保険料収納額を滋賀県後期高齢者医療広域連合に支払う納付金総額は8億2,761万9,000円で、対前年度比で2.9%の増となっています。

次に、議第5号「令和7年度野洲市介護保険事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が46億2,430万7,000円で、対前年度比0.04%の増となっています。

歳出では、介護サービスなどの保険給付費において、地域密着型介護サービス給付費や施設介護サービス給付費の増により増額となっています。

歳入では、歳出の介護サービス給付費等の増に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金の調整により増額となっています。

次に、議第6号「令和7年度野洲市墓地公園事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が2,579万6,000円で、対前年度比69.1%の減となっています。

墓地公園の施設更新として、さくら墓園内事務所棟の改修工事の完了に伴い、大幅な減額となっています。

次に、議第7号「令和7年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が1,358万5,000円で、対前年度比61.1%の減となり、石部頭首工の施設整備の完了に伴い、大幅な減額となっています。

次に、議第8号「令和7年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額が1億508万7,000円で、前年度比と同額となっています。

乙窪工業団地の整備に際し、借り入れた地域開発事業債の償還が令和6年度に完済し、本年度は一般会計借入金の償還費用を計上しています。

議第9号「令和7年度野洲市水道事業会計予算」につきましては、業務の予定量を給水戸数2万2,190戸、年間総配水量709万7,142立米、1日平均配水量1万9,4

44立米を予定しており、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益10億4,957万9,000円に對しまして水道事業費用が10億7,913万9,000円となり、2,956万円の赤字予算となります。

資本的収入及び支出につきましては、水道事業資本的収入12億1,679万8,000円に對し、水道事業資本的支出は14億5,884万1,000円で、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、2億4,204万3,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものです。

なお、令和7年度におきましても、引き続き配水管布設替え工事等を予定しております。

次に、議第10号「令和7年度下水道事業会計予算」につきましては、業務の予定量を排水戸数2万1,517戸、年間総汚水量778万5,085立米、1日平均汚水量2万1,329立米を予定しており、収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益16億9,495万6,000円に對しまして下水道事業費用が15億9,818万6,000円となり、9,677万円の黒字予算となります。

資本的収入及び支出につきましては、下水道事業資本的収入4億8,456万7,000円に對し、下水道事業資本的支出は10億2,685万2,000円で、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額、5億4,228万5,000円につきましては、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものです。

なお、令和7年度におきましても、引き続きストックマネジメント点検調査等を予定しています。

次に、議第11号「令和7年度野洲市病院事業会計予算」について、説明いたします。

業務の予定量は、病床数199床、年間患者数は入院が5万5,800人、外来が6万4,600人を、1日平均患者数は入院患者数153人、外来患者数266人を予定しています。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入として入院及び外来収益などの医業収益と医業外収益を合わせた病院事業収益39億3,300万円を計上し、収益的支出は給与費及び経費などの医業費用並びに医業外費用等を合わせ、収益的収入と同額を計上しています。

資本的収入につきましては60億2,184万3,000円、支出につきましては62億4,660万3,000円を計上し、不足分の2億2,476万円は損益勘定留保資金、減債積立金で補てんするものです。

資本的支出の主なものとして、委託料では野洲市民病院整備事業に１億３，１７０万４，０００円を計上しています。

工事請負費では、野洲市民病院整備事業に５５億３１万５，０００円を計上しています。

器械備品購入費では、医療機械等の購入のため２億５，０００万円を計上しています。

また、野洲市民病院整備事業として令和７年度から令和８年度までの期間で１１億７，１６８万円を限度額とする債務負担行為予算を併せて提案するものです。

以上、各特別会計・事業会計の提案説明といたします。

次に、議第１２号から議第１６号までの令和６年度一般会計補正予算、特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第１２号「令和６年度野洲市一般会計補正予算（第９号）」は、歳入歳出予算それぞれから２，６４７万５，０００円を減額するものです。

歳出の主な内容について、ご説明申し上げます。

全体としましては、今年度の執行状況及び決算見込みによる事業費の減額及び財源更正となっておりますが、個別の内容としまして、総務費では、基金積立金として今後の施設更新等に対応するため公共施設等整備基金などに積立てを行う他、定額減税補足給付金給付事業費について給付金の額が確定したことから、減額します。

民生費では、児童手当費の決算見込みによる減額を行い、一方、障がい者自立支援事業費や民間保育所等保育費の利用者の増加及び単価の見直しなどにより、委託料及び扶助費を追加します。

衛生費では、予防接種事業費において各種ワクチン予防接種委託料の決算見込みによる減額を行います。

農林水産業費では、農地利用効率化等支援事業費補助金などの決算見込みによる減額を行います。

土木費では、事業費精査による減額が主なものとなっています。

消防費では、消防本部からの派遣職員の人件費の見直しによる滋賀県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金を追加します。

教育費では、中主小学校工事完了や学校給食センターの大規模改修に係る工事請負費の執行残額を減額します。

歳入の主な内容は、法人市民税の決算見込みにより減額となりますが、個人市民税、固定資産税などについては決算見込みにより増額となり、市税全体として増額となります。

普通交付税については、追加交付により増額します。

国庫支出金、県支出金については、各事業の決算見込み等に合わせ、障がい部門や子育て部門で増額し、児童手当や農林水産業及び土木に係る部分について、主に減額します。

寄附金については、ふるさと納税について実績に伴うまちづくり寄附金を減額します。

繰入金については、財政調整基金の取り崩しを取りやめて減額し、一方、減債基金において臨時財政対策債への償還金充当見合い分を繰入れします。

市債については、充当事業の精査によるもので、減額が主なものとなっています。

次に、議第 13 号「令和 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算それぞれに 7,053 万 6,000 円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳出では、一般被保険者療養給付費及び葬祭費の執行見込みの増額に伴い、保険給付費を増額します。

歳入では、保険給付費の増加により県支出金を増額し、収支の財源調整として繰越金を追加計上します。

次に、議第 14 号「令和 6 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算それぞれに 828 万 3,000 円を増額するものです。

補正の主な内容は、歳入では後期高齢者医療保険料を徴収実績に基づき追加し、それに伴う保険基盤安定負担金額の確定により、繰入金について減額します。

歳出では、歳入の増加に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を追加します。

次に、議第 15 号「令和 6 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）」は、歳入歳出予算それぞれから 359 万 4,000 円を減額します。

主な補正内容は、歳出において、保険給付費では居宅介護サービス給付事業費及び介護予防サービス給付事業費の決算見込みによる減額を行い、一方、地域密着型介護サービス給付事業費などを増額します。

歳入では、保険給付費などの増減により国庫支出金などを減額します。

次に、議第 16 号「令和 6 年度墓地公園事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算それぞれから 430 万 6,000 円を減額します。

主な補正の内容としましては、歳出において、さくら墓園内の管理棟の改修工事に係る執行残額分の減額と、歳入の永代使用料の増額分を墓地公園整備特別管理積立金として増額するものです。

以上、令和 6 年度野洲市一般会計、並びに各特別会計補正予算の提案説明といたします。

議第 17 号「野洲市職員の配偶者同行休業に関する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、職員が外国で勤務等する配偶者に同行し海外で生活を共にすることにより退職を余儀なくされることなく仕事と家庭生活を両立できるよう支援するとともに、優秀な人材の定着を図るため制定するものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 18 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行され、刑罰に関する字句が改正されることに伴い、関連する条例の所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

議第 19 号「野洲市くらし支えあい条例等の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されることに伴い、引用する条例について項ずれが生じるため、引用箇所の所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 20 号「野洲市交通安全対策会議条例及び野洲市都市計画審議会条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和 7 年度の組織機構の再編に伴い、課名に変更が生じることから、引用する条例について改正するものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 21 号「野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市小規模企業者小口簡易資金融資貸付事業を廃止することに伴い、当事業の調査審議機関である野洲市中小企業金融審査委員会を附属機関より削除する改正を行うものです。

また、守山学園児童家庭センターが配置されたことに伴い、野洲市要保護児童対策地域協議会の構成員委員に同センター職員を加える改正を行います。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第２２号「野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市病院事業における病院長の定年年齢を７５歳から７０歳に引き下げるものです。

なお、本条例は令和７年４月１日から施行します。

議第２３号「野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、小児科医等の非常勤の特別職の職員の報酬の額について守山野洲医師会区域内において大きな乖離が生じていることや、昨今の医療従事者等の賃金上昇といった社会情勢に鑑み、同一区域内の均衡を前提に適切な報酬の額にすべく、関係する特別職の報酬について改正するものです。

また、議第２１号で説明申し上げました野洲市中小企業金融審査委員会の廃止に伴い、本委員会の委員報酬を削除します。

なお、本条例は令和７年４月１日から施行します。

議第２４号「野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与が改定されたことを受け、当該勧告に準じ、本市職員の給料、扶養手当を改正するとともに、定年前再任用職員及び暫定再任用職員の住居手当についても支給するよう改正を行います。

また、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、字句の改正を行います。

なお、本条例は令和７年４月１日から施行します。

ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う字句の改正については、令和７年６月１日から施行します。

議第２５号「野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、滋賀県が策定した第３期滋賀県国民健康保険運営方針の保険料水準の統一に関する事項において、「原則として令和９年度に統一する」としていること、県から令和７年度の市町国保事業費納付金・標準保険料率算定結果が示されたことと合わせ、国民健康保険財政調整基金の保有状況から国民健康保険税率等の見直しを行い、令和７年度から新たな税率を設定することにより、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容としましては、保険税率等の見直しにより、被保険者に係る医療保険分、後期高齢者支援金分の所得割額、均等割額等の改正、また、それらの額を基に算出される軽減措置の額を改正するものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 26 号「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、法改正等により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容としましては、連携施設の確保の税率の改正を行い、また、管理栄養士の国家試験受験資格が改正されたことを受け、「栄養士」の配置を求めている部分につき、「管理栄養士」を追加するものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 27 号「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布されたこと等により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正されたことに伴い、連携施設の確保の特例に関する改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 28 号「野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センターの職員配置基準の見直しが行われたことに伴い、同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第 29 号「野洲市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、生活衛生等関連行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、省令が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 3 0 号「野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づき、国家公務員の地域手当支給の仕組みが改正されることを受け、野洲市病院事業職員に対し支給が可能となるよう所要の改正を行い、さらに扶養手当や管理職特別勤務手当の見直し、再任用された職員への手当受給の拡大など、勧告に準じた改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 3 1 号「野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、条例で定める補償基準額について所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

議第 3 2 号「野洲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、非常勤消防団員に係る退職報償金の基準を定める政令の一部が改正されたことから、条例で定める退職報償金支給額について所要の改正を行うものです。

また、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、字句の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

ただし、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う字句の改正については、令和 7 年 6 月 1 日から施行します。

議第 3 3 号「野洲市工業振興条例を廃止する条例」について、ご説明申し上げます。

本議案は、申請事業者への助成措置が終了したこと及び野洲市商工業振興基本条例に定める基本計画に基づいた野洲市企業立地促進助成制度を新たに創設することから、条例を廃止するものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第 3 4 号「市道路線の認定及び廃止について」、ご説明申し上げます。

本議案は、主要地方道近江八幡守山線いわゆる大津湖南幹線の野洲川工区及び比江工区

が本年３月に供用開始されることに伴い、大津湖南幹線に接続する市道において起終点が変更になります。このことから、既路線を廃止し、新たに同路線の市道認定を行うものであり、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議第３５号「事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）」について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第７０条に基づき、維持管理業務の警備保安業務とそれ以外の維持管理業務、運営業務とその他の業務の物価変動により４，３７４万１５７円増額するものとして、契約の相手方である野洲すいむ８NEXT-PFI株式会社と契約額を２７億２，３１０万８，１１１円に変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第１２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議第３６号から議第３８号まで、「人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本議案は、本市人権擁護委員９名のうち、辻川たみ子さん、新庄寛子さん、三村益夫さんの３名の任期が令和７年６月３０日をもって満了となることから、引き続き推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものです。

辻川さんは令和４年４月１日から、また、新庄さんにおいては令和元年７月１日から、三村さんにおいては令和４年７月１日からご活躍いただいております、いずれの方も温厚篤実な方であり、人権擁護委員として適任と考え、引き続きご活躍いただけるものと確信しております。

なお、任期については、令和７年７月１日から令和１０年６月３０日までの３年間です。

○議長（山本 剛） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明２月２６日から３月３日までの６日間は、議案調査のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本 剛） ご異議なしと認めます。よって、明２月２６日から３月３日までの６日間は、休会することに決しました。

なお、念のため申し上げます。来る３月４日は午前９時から本会議を再開し、議案質疑、

代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。(午前 10 時 26 分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和7年2月25日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 山 崎 敦 志

署 名 議 員 石 川 恵 美